

平成23年8月31日裁決

主文

後記第2の2記載の原処分を取り消す。

理由

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人(以下「請求人」という。)の再審査請求の趣旨は、主文と同旨の裁決を求めることである。

第2 再審査請求の経過

1 請求人は、厚生年金保険の被保険者で、保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算した期間(以下「保険料納付済期間等」という。)〇〇〇月を有するA(以下「亡A」という。)が平成〇年〇月〇日に死亡したので、平成〇年〇月〇日(受付)、厚生労働大臣に対し、亡Aの妻であるとして、遺族厚生年金の裁定を請求した。

2 厚生労働大臣は、平成〇年〇月〇日付で、請求人に対し、「請求者の収入は、配偶者の死亡当時850万円以上であり、かつおおむね5年以内に収入が下がる事が見込めないことから、配偶者に生計を維持されていたとはいえないため」という理由で、遺族厚生年金を支給しない旨の処分(以下「原処分」という。)をした。

3 請求人は、原処分を不服として、〇〇厚生局社会保険審査官に対する審査請求を経て、当審査会に対し、再審査請求をした。

不服の理由は、審査請求書の「審査請求の趣旨および理由」欄及び再審査請求代理人・F作成の当審査会あての書面(作成年月日の記載なし。「別紙 〇〇厚審発0120第3号(平成〇〇年〇月〇〇日)により〇〇厚生局社会保険審査官の行った遺族厚生年金の審査請求事件の不承認処分(原処分)の取り消しを求めたく、再審査請求致します。」の書き出しで始まるもの。以下「本件書面」とい

う。)に記載の主な部分をそのまま掲記すれば、次のとおりである。

(審査請求書)私の給与収入は、a耳鼻咽喉科医院からの支給によるものである。配偶者、A(医院長)が死亡したことにより、医院の診療は4、5月は週2回(〇〇大学病院から2ヶ月のみの応援医師派遣)、〇月からは完全に休止しています。雇用保険事業所廃止届、健康保険・厚生年金保険適用事業所全喪届を提出し、閉院しています。医院からの給与収入がなくなったため、b歯科医院にパート勤務をして収入を得る事にしました。私がb歯科医院へパート勤務を始めた理由は、収入が途絶えたことが心配だったためであり、従業員をないがしろにしたということでは決してありません。a耳鼻咽喉科医院は電子カルテ導入をしており、すべてコンピューター操作になり、私は、コンピューター操作がまったくできず、医療事務員の雇用を〇月まで継続し、医院の残務整理(レセプトの戻り、患者紹介の返事を電子カルテに入力等)をお願いしました。b歯科医院でのパート勤務による給与は、添付した給与台帳に通りであり、これからも同じ形態で働くつもりです。配偶者がいなければ、医院で診療を行うことが出来ず、今後私は年額850万円以上の収入を得ることは全くありません。遺族・厚生年金の支給決定をお願い致します。(本件書面)

医療法人〇〇〇a耳鼻咽喉科医院は、理事長であり病院長である夫のAがただ一人の医師として診療行為を行うことにより診療所経営を行ってきた事業です。しかし医師である夫の突然の死亡により、医師が不在となり診療を行うことが出来ませんのでたちまち診療所経営を継続していくことは不可能な状況に陥りました。

〇〇市内には、耳鼻咽喉科診療を行っているのは公立〇〇総合病院の他には当院のみでした。また夫の医師としての診療技術や資質に対する評価も高く、

約3割程度は〇〇市外から来院する患者さんでした。夫の死亡当時は花粉の飛来によるアレルギー症状が多くみられる春先でしたので、1日150人程度の患者さんを診療していました。

夫を突然亡くした精神的ショックで、すぐにも耳鼻咽喉科医院を開院することを考えたのですが、治療途中である多くの患者さんたちを治療打ち切りにすることもできず、また他の病院への紹介転院を希望する患者さんへの対応も必要でしたので〇〇大学病院にお願いして応援の医師に来てもらい、夫の死亡後〇月までの期間は週2日の臨時的診療（2ヶ月間で合計〇〇日間）を行い患者さんへの対応を行いました。しかしいつまでも応援の医師に頼ったまま医療を継続することも出来ませんので、花粉の飛来によるアレルギー症状が落ち着く平成〇〇年〇月より保険医療機関休止届を提出し休止するに至りました。夫の死亡により生活が一変し、八方塞がりの状況となり一時期は精神的に追い詰められ将来を悲観しましたが、それまで通院されていた患者さんのことを考え、臨時的診療によりなんとか対応することが出来、よくここまで出来たと思っています。

この夫死亡後の診療に際して、医療法人の理事長を欠いたままでは医療法に抵触する恐れがあります。また緊急応援の医師に診療をスムーズにおこなってもらうためにも新たな理事長を選出する必要があります。しかし医療法人の理事長となるためには原則として医師の資格が必要です。そこで〇月〇〇日に理事長となる資格のある長男のBが形式的に理事長に就任しました。長男はあくまでも便宜的措置として医療法人〇〇〇の理事長に就任しただけで、事実長男は、初期臨床研修後平成〇〇年に〇〇大学病院に入局し、現在もまだ専門領域研修の身です。夫の死亡当時も専門領域研修のため〇〇市民病院に勤務しておりましたので、平成〇〇年〇月までのa耳鼻咽喉科医院での臨時的診療には全く携わっておりませ

ん。現在は〇〇大学に勤務しており、専門領域研修終了後も〇〇大学病院にて勤務する意志をもっています。本来であれば名実ともに長男が医院を営み診療行為を行うべきなのですが、医師としてまだまだ技術的にも未熟であり、専門医としての診療技術や知識、経験が未熟な長男が開業医として診療を行うことは、医師として道義的にも許されることではなく、親としても決して承諾出来ることではありません。現実的に長男がa耳鼻咽喉科医院で診療を行うことは不可能な状況であることを理解してください。

夫の死亡により当然のごとく私は、〇月〇〇日をもって医療法人〇〇〇a耳鼻咽喉科医院の理事を退任し非常勤理事となり、夫が死亡した翌月である〇月からは役員報酬は0円となりました。それまで私は、常勤理事として、月額〇〇万円の役員報酬を受けておりましたが、これはひとえに理事長であり病院長である夫が診療所経営を行っていたからであり、その妻である私が理事であることが出来たからです。診療所での医療事務については医療事務員に任せており、経理については会計事務所へ委託しておりました。私は、役員報酬が0円となったため、期間の定めのない雇用形態でb歯科医院にパート勤務し、月額〇ー〇万円の給与収入を得ることとしました。パート勤務による収入以外には、私名義の駐車場を来院患者専用の駐車場として医療法人〇〇〇に賃貸借契約を締結しており月額〇万円程度の不動産所得がありました。しかし〇月末の閉院とともに駐車場の賃貸借契約は解除となり医療法人〇〇〇からの不動産所得も得られなくなり、現在は、夫の死亡に伴う相続により得た土地を駐車場として賃貸借することによる月額〇万円程度の不動産所得のみであり、将来にわたって得られる収入としては、パート収入と不動産所得の合計である〇〇ー〇〇万円程度となりました。

法人として医療法人〇〇〇は存続しているとはいえ医院経営を一手に担ってい

た夫をうしない、医院としての実態のないこのような事例の場合は、私の前年の所得や法人登記上の記載事項のみを客観的理由として画的、形式的に収入要件を判断するのではなく、事実関係を十分に審査して頂き、私こと審査請求人Cが遺族厚生年金の受給権者であるとの判断をして頂きたいのです。厚生年金保険法の第1条の遺族の生活の安定を目指すという法の趣旨に反することのない裁決をお願い致します。

このことから、再審査請求人は、遺族厚生年金を受給できる受給権者であることを主張します。

ご存じのとおり地方（特に東北地方）や小規模医院の医師不足は深刻です。また耳鼻咽喉科の医師が不足している状況です。まして開業できる一定以上の診療レベルを持ちながらこのような田舎の医院に来てくれる医師はいません。現在名目上の理事長である長男Bが医師としてa耳鼻咽喉科医院を再開する可能性は、専門医としての知識や経験と診療技術が十分に備わってからの事になり、また、長男Bが医院を引き継ぐかどうかは不明です。一般的には医局入局後最低でも10年以上の経験が必要ですので、夫の死亡時点から最低でも8年はa耳鼻咽喉科医院の医師となることはありません。もし医院を再開する可能性があるとしたら夫の死亡後に閉院までの期間の診療と同様に、週1-2日、他の病院の医師に来てもらい診療することとなりますが、大学病院の医局も医師不足のため派遣をお願いすることは出来ませんし、その他の病院の医師で、このような田舎の医院に来てくれる医師を探し出すことは困難を極めることから、医院の再開はできないのが現実であり実態であることを理解していただきたいのです。

夫は平成〇年に個人医院として開業しましたが当初より多くの患者さんの信頼を得たわけではありません。〇〇年以上の期間をかけて夫の医師としての確かな技術と資質や人柄で患者さんからの信

頼を得たことで築いてきた医院経営でした。審査官は医院を再開し相当の収入を得ることができると判断していますが、少ない可能性ではありますが週1-2日の診療による再開が出来たととしても、医師が変わり、また週1日から2日の診療では、当然に以前のような収益を上げることは出来ませんし、実態としては医師の確保が難しいことから、机上の計算にしかならないことを理解してください。

また夫が医院経営を行っていた当時の私以外の他の理事は、すべて非常勤理事であり、長男のBは役員報酬なし（当時公務員であったため）、次男のDは〇万円、夫の母Eは監査役として〇〇万円の役員報酬でした。もしa耳鼻咽喉科医院が再開したとしてもこのような状況では、当然に理事長の妻でもなく病院経営にほとんど携わらない非常勤理事である私の報酬は、夫が理事長であった時に母の報酬が〇〇万円であったように他の理事が得ていた理事報酬以上の報酬を得ることはあり得ないことを申し上げます。

夫名義であった医院の土地は、夫の死亡後は長男Bが相続しています。また医院の建物については、夫の母E名義であり、医院を再開したとしても、私名義の駐車場を来院患者専用の駐車場として医療法人〇〇〇に賃貸借契約することによる不動産所得月額〇万円程度以上の不動産所得を得ることもあり得ません。

従って私は夫Aの死亡の時点より将来に向かっておよそ5年程度の期間に、たとえ医療法人〇〇〇が解散することなく存続していたとしても、また仮にa耳鼻咽喉科医院を再開したとしても、非常勤理事として病院経営に携わることなく現在のパート勤務を続けるしかないのが実情です。

このようなことから、具体的事実関係をもとに法律等に照らし合わせて、審査請求人である私は夫Aの死亡時において、将来にわたって年額850万円以上の収入を得ることが困難であったことを確認して頂き、遺族厚生年金を受給でき

るようにして頂きたいのです。ここに再審査請求を致します。宜しく願い申し上げます。

第3 問題点

1 厚生年金保険の被保険者で、保険料納付済期間等が25年以上あるもの（以下「適格被保険者」という。）が死亡した場合、死亡した者の配偶者（以下「生存配偶者」という。）で、当該死亡の当時適格被保険者によって生計を維持したのものには、遺族厚生年金が支給される。そして、適格被保険者によって生計を維持した生存配偶者とは、適格被保険者と生計を同じくしていた配偶者で年額850万円以上の収入又は年額65万5千円以上の所得（以下、上記の収入額又は所得額を「基準額」という。）を将来にわたって有すると認められる者以外のものとされている（厚生年金保険法第42条第2号、第58条第1項第4号、第59条第1項、厚生年金保険法施行令第3条の10及び平成6年11月9日庁文発第3235号社会保険庁運営部年金指導課長通知参照）。

2 本件の場合、亡Aが適格被保険者であったこと、及び、同人の死亡の当時請求人が亡Aの戸籍上の配偶者であって、両名が生計を同じくしていたことについては、本件資料から明らかであり、この点について当事者間に争いはないと認められるところ、請求人は、厚生労働大臣が、原処分において、「請求者の収入は、配偶者の死亡当時850万円以上であり、かつおおむね5年以内に収入が下がる事が見込めないことから、配偶者に生計を維持されていたとはいえないため」という理由で、請求人に対し、亡Aの死亡に基づく遺族厚生年金（以下「本件遺族厚生年金」という。）の支給を認めなかったことを不服としているのであるから、本件の問題点は、前記1の法令の規定に照らして、請求人を本件遺族厚生年金を受けることができる遺族と認められるかどうか、ということである。

第4 事実の認定及び判断

1 本件資料によれば、次の各事実を認定することができる。

(1) 医療法人〇〇〇（以下「〇〇〇」という。）は、〇〇県〇〇市〇〇字〇〇〇〇番地に所在するa耳鼻咽喉科医院と称する診療所（以下「a医院」という。）を経営することを目的として平成〇年〇月〇〇日に設立された。〇〇〇の理事長であった亡Aは、平成〇〇年〇月〇〇日に急性心筋梗塞症により死亡し、亡A及び請求人の長男であるB（昭和〇〇年〇月〇〇日生まれ。以下「B」という。）が、平成〇〇年〇月〇〇日付で〇〇〇の後任の理事長に就任した。理事長就任時のBの年齢は、〇〇歳である。a医院の理事長は、同医院で唯一の医師である亡Aであったところ、亡Aの死亡に伴い、〇〇〇は、平成〇〇年〇月〇〇日付でa医院の雇用保険の適用事業所を廃止する旨の届を、平成〇〇年〇月〇〇日付で同医院の健康保険及び厚生年金保険の適用事業所を全喪する旨の届をそれぞれ提出した。また、〇〇〇は、平成〇〇年〇月〇日付で、〇〇厚生局長に対し、「理事長A急逝により、診療継続が困難であるため」との理由で、平成〇〇年〇月〇日から1年間、a医院の保険医療機関を休止する旨の届を提出し、さらに、平成〇〇年〇月〇日付で、〇〇厚生局長に対し、「診療所の再開へ向けて準備を進めておりましたが、3月11日に起きた東日本大震災により、交通機関が遮断され、運転再開の目途が立っていないことや、福島第一原子力発電所の問題が発生したことから、代診を依頼していた医師の通勤が困難となりました。そのため、診療所の休止を一年延長せざるを得なくなりましたので、ここに保険医療機関休止届を提出致します。」との理由で、平成〇〇年〇月〇日から1年間、a医院の保険医療機関を休止する旨の届を提出した。

(2) 請求人に係る、平成〇〇年分給与

〇〇万円、地代家賃が〇〇万円、その他（旅費交通費、水道光熱費、リース料、通信費、交際費等）が〇〇万〇〇〇〇円である。

2 以上に基づいて、本件の問題点について検討し、判断する。

(1) 前記第3の1の、生存配偶者が基準額以上の収入又は所得を将来にわたって有すると認められる者以外かどうかの判定を、保険者は、原則として生存配偶者の前年の収入又は所得が基準額未満であるかどうかで行うが、適格被保険者の死亡の時点で、おおむね5年以内に、生存配偶者が基準額以上の収入又は所得を有しなくなることが客観的に予見されている場合は、例外的に適格被保険者死亡後の生存配偶者の収入又は所得の変動を考慮に入れることを認める運用を行っている。この運用は、生計維持があつたかどうかを適格被保険者の死亡時点でみるという厚生年金保険法の趣旨にかんがみると、基本的には当を得たものと評することができる。

(2) a 医院の経営にほとんど関与していなかった請求人が、〇〇〇から月額〇〇万円の役員報酬を受けることができたのは、亡Aが〇〇年以上の期間をかけて磨いた耳鼻咽喉科専門医としての医療技術等により患者から高い評価を得て、患者数を増やし、a 医院の強固な収益基盤を築き上げたことによるものであることは明らかであるところ、同医院の唯一の医師で、かつ、同医院の経営者である医院長の立場にもあつた亡Aが突然死亡すれば、そうした緊急事態への備えが必ずしも十分とはいえない同医院がたちまち窮地に陥るであろうことも明らかというべきである。そして、事実、〇〇〇唯一の診療所であるa 医院は亡Aが死亡してからわずか約〇月で保険医療機関としての休止に追い込まれ、前記1の(2)記載のとおり請求人の役員報酬が0円に減額されたことはその当然の結果であ

るといえる。そして、〇〇〇の後任理事長にはBが就任し、将来的にはBがa 医院を再開する可能性は残されているものの、それは早くとも7、8年先のことと見込まれ、その間、代替の医師を確保してa 医院の診療を再開・継続していくこともあり得ないわけではないが、その場合であっても、同医院の収支は前記1の(5)記載の程度とみるのが相当であり、請求人に対して従前のような高額の役員報酬を支払う余地はないこと、また、請求人に係る不動産所得及びb 歯科医院などからの給与所得を積算してもせいぜい月額〇〇万円から〇〇万円程度と見込まれるにすぎないことなども総合すれば、亡A死亡の時点で、おおむね5年以内に請求人が基準額以上の収入又は所得を有しなくなることが客観的に予見されていたと認めることが相当である。

(3) そうすると、請求人は、亡Aの死亡の当時同人によって生計を維持していた生存配偶者に該当し、本件遺族厚生年金を受けることができる遺族と認められるから、これを否定した原処分は取消しを免れない。

以上の理由によって、主文のとおり裁決する。